

# 日蓮聖人の罪意識

——立教開宗との関連において——

石 指 浩 絃

日蓮聖人における宗教的な罪意識の根幹を為すものは  
仏陀釈尊の御意に随順するか否かの、二者択一に有った  
ように思われる。

つまり、三世常住の釈尊の大慈悲は、時間を超越して  
常に衆生救済という能動性を持ち、この能動性、大慈悲  
を遮絶することは、釈尊の衆生救済という誓願を断絶す  
ることに他ならないと、聖人御自身認識されていたと思  
われる。

その釈尊の誓願の継承が、とりも直さず『開目抄』で  
「本と願を立つ」(1)と述べられた「立教開宗」の時点  
まで遡ることが出来るのではないかと考えるのである。

即ち聖人の十二歳より三十二歳に至る二十年間の仏教  
研鑽の結論は、自己を含め、日本国の人々が、釈尊の誓

願、法華経の精神に違背しているという認識であったと  
思われる。

茂田井教亨先生が指摘されている通り(2)、法華経を  
釈尊出世の本懐と確認せられ、いわゆる「知教者」とい  
う自覚に立たれた聖人は、同時にまた、「知罪者」とい  
う自己認識に立脚されたと思われる。

立教開宗は、この両者が不二の関係を保ちながらの出  
発の時であり、それらの精神的な発動によって、釈尊の  
誓願を積極的に継承し、道を求める求道者から、法を弘  
める弘法者への転換が作された極めて厳肅な意味を持つ  
事実であったのである。

そして、このような要素を持っていることを考えると  
き、聖人の罪意識を、生涯を決定した立教開宗に集約し

た形で考察することも可能ではないかと思うのである。

そこで、立教開宗という聖人の法華經信仰の告白、また、弘教者としての決断という事実を照射しながら、聖人の内面の葛藤、あるいは罪ということを少しく考えてみたい。

従来、立教開宗に当たつての聖人の心境を表わされたものとして、『開目抄』の

日本国に此をしれる者、但日蓮一人なり。これを一言も申出ずならば父母・兄弟・師匠・国王王難必來べし。いわずば慈悲なきにたりと思惟するに、法華經・涅槃經等に此二辺を合見るに、いわずわ今生は事なくとも、後生は必無間地獄に墮べし。いうならば三障四魔必競起るべしとし(知)ぬ。二辺の中にはいうべし(云々)。

あるいは『報恩抄』の

日蓮此を知らんがら人々を恐て申さずば、寧喪身命不匿教者の仏陀の諫曉を用ぬ者となりぬ。いかんがせん。いは(言)んとすれば世間をそろし。止とすれば仏の諫曉のがれがたし。進退此に谷り(云々)。

等が挙げられている。

両遺文中の「これ」「此」という指示代名詞は、言

う迄も無く、『法華經』―即ち釈尊出世の本懐たる真意―を差しているのであり、文の意は、『法華經』を末法の下根下機は一切衆生に信受せしめ、成仏へ導びかんと期す仏陀への随順か、それとも『法華經』を弘めることなく、仏陀の諫曉、即ち墮獄の因を作すかという、「随順」か「退転」かの、極度の緊張状態を呈する二者択一を迫られた聖人の葛藤の吐露である。

そして、ここに来たつて『法華經』は、聖人の「いへし」という覚悟によつて初めて人格化され体現化されていく(云々)。

そもそも、真意を知るといふことは、それ迄の偽善に氣付くことでもあることを考慮に入れるならば、聖人の立教開宗の宣言は、正にそれであつたであらう。殊に、そこに宗教性を帯びている場合は、尚更真理に対する畏敬が有らうし、絶対者に対する敬虔さも生じるであらう。この観点に立ち現実を直視すればこそ、偽善への憎悪と、偽善者の開目という救済者の慈悲が生まれて来るものと考ええる。

さすれば聖人の与同罪(謀反を知りつつ、これを言わない罪)に対する畏怖は当然のものであり、これからの脱却は、宗教者としては必然の経路であつたと見て取れ

るのである。

經文には六難九易が予言されているが、もはや真理の前の偽善（即ち誑法）は否定の対象として処理されるべきものであり、その依拠となった經こそ、勸持品の二十行の偈の菩薩の誓願であり、涅槃經の「若善比丘見三壞法者、置不呵責、驅遣、舉處、當知是人、弘法中怨」の經文でなかったのではないかと思われる。

『守護國家論』(6)において聖人は次のように述べられている。

予為レ入ニ弘弟子、一分ニ造リ此書、ニ顯ニ誑法、失ニ流ニ布世間。願十方仏陀於此書ニ副レ力令下止ニ大惡法流布、救一切衆生之誑法也。

比較的初期の遺文にあつて、この一文は、聖人自身の釈尊の慈悲によつてその法雨にあやかりたいという願望と、自らの啓蒙によつて誑法の一切衆生を墮獄の因から救済せしめんと望む、救済者としての願望が端的に表わされている。

このことは、ひとえに仏陀釈尊に違背してはならぬという、言はば宿命とも言える法華經との出会いと、その宗教的自覚に由来するものと思われる。

では、真実の経、法華經との逢着はいつ有つたのか。

後年、聖人が述懐されているところに由ると、清澄寺において道善房に師事して出家された後、念仏に対する疑問から「一つの願」(7)を抱いて諸國遊学の途につかれる訳であるが、結果的に述べると、この「願」こそ、法華經一仏乘によつて、一切衆生を包摂せしめ、成仏への道を開かん、という事になろうかと思う。そしてこれは、叡山遊学という「縁」によつて、愈々決定せしめる訳である。

即ち、『無量義經』説法品の「四十余年未顯真實」。

あるいは『涅槃經』如来性品の「依法不依人乃至依了義經不依不了義經」がそれである。これらの經文との出会いは、聖人に法華最勝を抱かした金言であり、『法華經』譬喻品の「若人不信毀謗此經乃至其人命終入阿鼻獄」の經文からも、念仏者等の墮獄の必然性を領解されたものと考えられるのである。

従つて

詮するところ、近来の念仏者竝に有智の明匠とおぼしき人人の、臨終の思やうにならざるは是大誑法の故也(8)。

と結論されるに至り、その根拠に法華經違背を挙げられるのである。

これらの点からすれば、聖人の罪の認識は、臨終狂乱を見聞されたのち、念仏に対する疑惑が生じ、弥陀の本願たる第十八願の「唯除五逆誹謗正法」の、「正法」が何であるかを探求された結果、『法華経』こそが眞に正法であり、この経を誹謗する事が即ち罪に他ならないという、自己確認に発展していくのである。

つまり、聖人は、釈尊の出世の本懐が法華経に有るといふ事、即ち「知教」といふ事と同時に、法然をはじめとする当時の仏教者がこの経、釈尊の精神に違っている事を知られた（知罪）のが、この叡山遊学であつた訳である。

立教開宗を境に聖人は、「知教者」「知罪者」として法華経流布を行じていかれるが、その行法としては、

邪智謗法の者の多き時は、折伏を前とす。常不輕品のごとし(9)。

として、末法という「時」を踏まえられた上で、折伏行を選択される。

先に論じた如く、折伏行を以て弘宣流布に当たれば、当然そこに受難が有るであろう事は自身周知の通りであつたろうが、皆成仏道を願う以上、罪に対しては、今一步の思慮を加える事が必要であつたのである。即ち仏道

を成ずる為の「滅罪」がそれである。

聖人は佐渡流罪以降、滅罪の論拠を『涅槃経』の転重軽受の思想と、『般泥洹経』の経説とを引用して受難とそれに依る滅罪の可能を記しておられる(10)。

これらの遺文に接する限り、聖人は受難を悲観視されるどころか、積極的に肯定されている。そして、この事が何を物語るかと言へば、折伏―受難―滅罪というサイクルが聖人の中に設定されていたのではないか。更に、経文実証主義的な聖人の行動から察するならば、内観として、既に立教開宗の時点でこのサイクルは出来上がっていたのではないかという推測である(11)。

悲しいかな、以上の考察は、全て聖人の回顧によるところの遺文よりのそれであり、文献的に見て論証に欠けるものであるかも知れず、飽く迄推測の域は脱し得ないが、少なくとも、実証という事的前提には、必ず見聞という事実が存在し、この事実が無ければ実証も有り得ない事を付記し、であるからこそ、「知罪」というカテゴリーも成り立つのではないかという事を併せて記してきた。

註

- (1) 『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下『定遺』と略称）六〇一頁
- (2) 茂田井教亨著『観心本尊抄研究序説』九二―三頁等を参照。
- (3) 『定遺』五五七頁
- (4) 右同 一一九八頁
- (5) 茂田井教亨稿「日蓮聖人立教開宗の二面観」（『印度学仏教学研究』十三―一所収）参照。
- (6) 『定遺』一一九頁
- (7) 右同 一五五三頁
- (8) 右同 二九六頁
- (9) 右同 六〇六頁
- (10) 右同 五〇七、六〇二―三、七八〇―一頁等に出ず。
- (11) この事については、中村又衛稿「遺文に現れた日蓮聖人の懺悔滅罪観」（法華26卷11号所収）、今成元昭著『仏教文学の世界』（NHKブックス）等を参照した。